

電子請求システムにおける組織改正に伴う対応のお願い

業務の統合、分割など組織改正の内容により、対応方法が異なります。ご対応いただくパターンは2種類あります。また、組織改正前の幼児教育・保育課のように、ひとつの課で行っていた業務が、組織改正後は複数の課に分かれる場合があります。組織改正後の発行先につきましては、各課へ直接お問い合わせください。

パターンA：発行先情報の変更が必要

課名の変更等により、名称のみが変更になった課については、発行先情報の変更が必要です。

例：組織改正前の「次世代育成課」に発行していた請求書を組織改正後の「こども若者政策課」に発行する場合
→発行先情報変更をしてからこども若者政策課に発行してください。

※発行先情報の変更は次ページをご確認ください。

パターンAの課は以下の通りです。

組織改正前	組織改正後
次世代育成課	こども若者政策課
廃棄物処理課	廃棄物処理施設課
南清掃事業所	南清掃センター
幼児教育・保育課の一部	幼保支援課
ごみ減量推進課	一般廃棄物対策課
浜北環境事業所	浜北清掃センター
天竜環境事業所	天竜清掃事業所

パターンB：発行先の追加が必要

課の分割や新設等により、IDを新規に追加した課については、発行先の追加が必要です。

例：組織改正前に「博物館分として文化財課」に発行していた請求書を組織改正後の「博物館」に発行する場合
→取引する課に博物館を追加した後、請求書を発行する

※発行先の追加は「浜松市 電子請求書取引に関する操作マニュアル」17ページをご覧ください。

パターンBの課は以下の通りです。

組織改正前	組織改正後
文化財課の一部	博物館
幼児教育・保育課の一部	幼保運営課

操作方法についてご不明な点は BtoB プラットフォームのお問い合わせフォームから株式会社インフォーマットへお問い合わせください。

○ 発行先情報変更手順

行政区の再編に伴いBtoBプラットフォーム設定内容の変更をお願いいたします

変更依頼内容

- ① 「つながっている発行先」をクリックします。
- ② 発行先一覧から浜松市長を探し、「設定する」をクリックします。
- ③ 会社情報を編集します。
画面右側に変更通知項目が表示される場合
③-1: 「会社情報を反映」をクリック
表示されない場合
③-2: 事業者・営業所名の〇〇課を削除します。
※[事業者・営業所名]欄が空白になっている事を確認します。
- ④ [確認画面へ](#) [登録する](#) を選択して作業を完了します。



◆事業者・営業所名の〇〇課を削除していただく理由◆
 これまでは浜松市側の会社情報で「事業者・営業所名」に課名を入力して管理していましたが、今後の組織改正を考慮し課名を入力しないこととしました。「事業者・営業所名」を削除しても、請求書発行時に課を選択する際には、課名が表示されます。